

仕様書

- 1 品名 令和8年度被収容者主食に混合する麦（精麦）供給
- 2 予定数量 35,000キログラム。ただし、数量は予定であり、そのときの人員等により変更する場合がある。
- 3 精麦の定義
精麦とは、大麦又は裸麦を精穀し、切断したものをいう。
- 4 精麦の種類
白麦（麦粒を縦溝部に沿って切断し圧へんしたもの）
- 5 品質・規格（百分率は、全量に対する重量比をいう。）
 - (1) 量目
20kg
 - (2) 品位
 - ア 圧へん度
外部形態（粒表面の平滑度、光沢、き裂及び厚さ）に異常がないもの
 - イ とう精度
ぬか層のはく離程度及び黒条の除去並びに外観の色相に異常がないもの
 - ウ 粒ぞろい
著しく不ぞろいでないもの
 - エ 水分
14パーセント以下
 - オ 碎粒（2.12mmの丸目ふるいをもって分けこれを通過するものをいう。）5パーセント以下
 - カ 未切断粒（麦粒が切断されずに押麦の形に残ったものをいう。）5パーセント以下
 - キ 熱損粒（熱によって損害を受けた粒をいう。）0パーセント
 - ク 青色粒（アントシアン系色素により粒面の一部又は全部が青色または青灰色を呈する粒をいう。）0パーセント
 - ケ 異物（押麦を除いた他のものをいう。）0パーセント
 - コ 臭い
異臭のないもの
- 6 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- 7 納入場所 大分刑務所
- 8 購入手続 購入に際して、品質を証明する書類を提出することとする。
- 9 その他
 - (1) 納品運搬車両は、職員が指定した場所に駐車するものとする。

- (2) 戒護区域に入構の際は、人物確認及び持ち込み品検査を行う。
- (3) 戒護区域に持ち込めないものは以下の通りとする。
 - ア 携帯電話等の通信機器
 - イ 嗜好品
 - ウ マッチ・ライター類
 - エ 飲食物
 - オ 撮影・録画・録音機器類
 - カ その他入門時の検査において持ち込みを禁止されている物
- (4) 戒護区域から出構の際は、人物確認及び持ち込み品検査を行う。
- (5) 戒護区域は、職員に無断で指定場所を離れてはならない。
- (6) 被収容者との接触は固く禁止する。

10 守秘義務

当施設で知り得た個人情報等を第三者に漏らさないこと。